

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

| | | | | | | | |
|------------------|--|----------|------------------|----------|-------|-----------|--|
| 法令名 | 介護保険法 | 法令番号 | 平成 9 年法律第 123 号 | | | | |
| 手続名 | 指定介護予防サービス事業者の業務運営の命令 | 根拠条項 | 第 115 条の 8 第 3 項 | | | | |
| 処 分 基 準 | <p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 8 第 1 項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>(2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）</p> <p>(3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p> | | | | | | |
| 対応 区分 | | 処理 機関 | 長寿社会課 | 交付 機関 | 長寿社会課 | 目次 No. | |